JATET

JATET-L-5070-3

演出空間用照明器具等の銘板類の表示規格

公益社団法人　劇場演出空間技術協会

JATET:THEATRE AND ENTERTAINMENT TECHNOLOGY ASSOCIATION,JAPAN

制定：平成　７年５月

改正：平成１２年３月

改正：平成１４年１０月

確認：平成２５年３月

改定：平成２６年３月

この規格については、少なくとも５年を経過する日までに審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目　　次

１．目的

演出空間用照明器具は、一般住宅、事務所あるいは工場等で用いられている照明器具と異なり、舞台、テレビスタジオ等で行われる催物、演劇、番組制作等の演出照明のために使用される照明器具である。
従って、照明器具等の銘板類の表示内容は、これを取扱うにあたって適正使用するための必要かつ十分な情報を表示しなければならない。
また、その表示方法は取扱い者にとって明確に認識できる必要がある。
本規格では、銘板の記載内容及びその表示方法の統一を図り、的確な判断情報が提供できることを目的とする。

２．適用範囲

本規格は、演出空間用照明器具及びこれに関連して使用する照明機材並びに取付機材の銘板類の表示について適用する。
尚、本規格に記載のない機種固有の表示事項については、当該法規・規格の規定により、追加して表示するものとする。

３．表示の原則事項

3.1 法規の遵守、関連規格との整合

本規格は、電気用品安全法・電気用品安全法施行規則・電気用品の技術上の基準を定める省令(以下、電気用品安全法等という)に規定する表示事項を必須表示原則とする。
また、日本工業規格（ＪＩＳ規格)、国際電気標準会議規格（ＩＥＣ規格)に規定されている表示事項は、照明器具の限られたスペースへの表示であるため、適正使用するための表示について整合性を考慮した統一表現とすることを原則とする。
尚、法規の改正が生じた場合は、本規格を改正する。

3.2 表示の分類

銘板類の表示は、その目的のため、下記に分類して表示するものとする。
(1) 用途限定のための表示事項(以下、用途限定表示という)
(2) 電気用品安全法等による表示事項(以下、法定表示という)
(3) 適正使用のための情報表示事項(以下、使用情報表示という)
(4) その他の表示
尚、上記(2)の法定表示は、他の表示と明確に区別できるように枠で囲う等の処置を施すものとする。

3.3 輸入製品に対する表示

照明器具等を輸入、または販売する者は、本規格に準じた表示をすること。
(1) 電気用品を輸入、または販売する者は、電気用品安全法等に規定されている表示事項を必須表示原則とする。
　輸入する電気用品は、電気用品安全法に適合した表示義務を有する。
　(**８．参考資料**　8.1 電気用品安全法の規制概要　参照)
(2) 使用情報表示及びその他の表示(器具型名)は、外国製造業者によって表示された銘板内容と重複表示する必要はない。
(3) 用途限定表示及びその他の表示(表示者名)は、輸入事業者によって表示する。

3.4 表示の手段

本体表示の手段は、本体に付着させる銘板またはラベル、本体への彫刻あるいは印刷等の適切な方法を用いるものとし、これらを総称して銘板類とする。

４．表示内容

4.1 一般事項

銘板等への表示内容は下記の通りとする。

(1) 白熱灯用照明器具

番号	**分類**/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
1	**用途限定表示** 【用途表示】 「演出空間用照明器具」 の表示	◇「演出空間用照明器具」であることを明示する。 ◇「演出空間用照明器具」の文字は、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用照明器具」または「舞台・スタジオ用」としてもよい。 また、上記を表す「マーク」を併用してもよく、「マーク」のみの表示でもよい。 ◇「マーク」は、4.2(1) による。
2	**法定表示** 【電気用品の表示】 「○PSE マーク」	◇「特定以外の電気用品」であることを表示する。 ◇「○PSE マーク」は、8.1 (3) 参照。
3	**法定表示** 【届出事業者名】 製造事業者名等	◇電気用品安全法の規定による届出事業者名(製造事業者名、輸入事業者名)を表示する。 ◇［届出事業者名］(フルネーム)、[略称] (経済産業省の承認を要す)または、[登録商標] (経済産業省への届出を要す)の何れかを表示する。
4	**法定表示** 【定格電圧】 「定格電圧 □□□V」	◇「定格電圧」の文字は、「電圧」としてもよく、省略してもよい。
5	**法定表示** 【定格消費電力】 「定格消費電力 □□□W」	◇変圧器、電動機を有する場合に表示する。 ◇適用電灯の定格消費電力と変圧器、電動機の定格し消費電力の合計値を表示する。 ◇「定格消費電力」の文字は、「消費電力」としてもよく、省略してもよい。
6	**法定表示** 【適合電球】 「適合電球 □□□W×□」	◇適用電灯に関する情報を表示する。 ◇適合電球の種別、定格消費電力×本数を表示する。 ◇「適合電球」の文字は、「使用電球」または「電球」としてもよい。 ◇電球型名に種別及び定格消費電力の情報が明示されている場合には、「種別、定格消費電力」表示の代わりに「電球型名」を表示してもよい。 ◇本数は、２本以上の場合のみ表示する。
7	**法定表示** 【定格周波数】 「定格周波数 □□Hz」	◇変圧器、電動機を有する場合に表示する。 ◇「定格周波数」の文字は、「周波数」としてもよく、省略してもよい。 ◇５０Hz と６０Hz 共通時は、５０/６０Hz と表示する。
8	**法定表示** 【二重絶縁】 「二重絶縁構造」の表示	◇該当品にあっては、所定の記号「回」を表示する。

番号	分類/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
９	**使用情報表示** 【上部方向】 矢印及び「上」の表示	◇照明器具に上下方向がある場合は、矢印で上方向を表示する。（逆さ吊禁止を目的とする） ◇表現方法は、4.2(2) による。
１０	**使用情報表示** 【使用角度範囲】 照明器具の使用角度の範囲	◇使用角度範囲に制限がある場合に表示する。 ◇基準方向に対する使用角度の許容範囲を図示する。 ◇表現方法は、4.2(3) による。
１１	**使用情報表示** 【最高周囲温度】 「最高周囲温度 □□℃」	◇通常の使用状態で連続動作させてもよい最高周囲温度を表示する。 ◇「最高周囲温度」の文字は、「ｔａ」としてもよい。
１２	**使用情報表示** 【最高表面温度】 「最高表面温度 □□℃」	◇使用角度範囲において連続点灯したときの外面温度の最高値を表示する。 ◇試験方法は、附属書１に示す。
１３	**使用情報表示** 【最小照射距離】 被照射面までの最小距離	◇照明器具と被照射対象物との間の最小距離を表示する。 ◇試験方法は、附属書２に示す。 ◇表現方法は、4.2(4) による。
１４	**使用情報表示** 【最小離隔距離】 周辺可燃物までの最小距離	◇可燃物と器具周辺面(照射方向を除く)との間の最小距離を表示する。 ◇試験方法は、附属書３に示す。 ◇表現方法は、4.2(5) による。 尚、4.2.(6) で示すように「最小照射距離」と併記してもよい。
１５	**使用情報表示** 【本体質量】 「本体質量 □□.□kg」	◇ハンガー、その他の付属品を含まない照明器具本体(電球を含む)質量を表示する。
１６	**使用情報表示** 【取扱説明書必読】 「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」	◇照明器具の取付手順、定格仕様の詳細、警告事項の具体的内容、その他一般的な取扱方法を周知してもらうために表示する。
１７	**その他表示** 【器具型名】 型式名称等の表示	◇型式名称、モデル番号(型番)、品番等を表示する。
１８	**その他表示** 【表示者名】 表示者の表示	◇表示者の名称をフルネームで表示する。 ◇登録商標を併記してもよい。 ◇届出事業者と表示者が同一であって、前記第３項の届出事業者名がフルネームで表示されているときには、表示者名の表示を省略してもよい。
１９	**その他表示** 【製造年】 製造年又はその略号	◇製造年月、製造年月日、またはそれらの略号でもよい。

(2) 放電灯用照明器具

番号	分類/【項目名】/表示内容	表 現 方 法 等
1	**用途限定表示** 【用途表示】 「演出空間用照明器具」の表示	◇「演出空間用照明器具」であることを明示する。 ◇「演出空間用照明器具」の文字は、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用照明器具」または「舞台・スタジオ用」としてもよい。 また、上記を表す「マーク」を併用してもよく、「マーク」のみの表示でもよい。 ◇「マーク」は、4.2(1) による。
2	**法定表示** 【電気用品の表示】 「○PSE マーク」	◇該当品にあっては、「特定以外の電気用品」であることを表示する。 ◇「○PSE マーク」は、8.1 (3) 参照。
3	**法定表示** 【届出事業者名】 製造事業者名等	◇該当品にあっては、電気用品安全法の規定による届出事業者名(製造事業者名、輸入事業者名)を表示する。 ◇［届出事業者名］(フルネーム)、［略称］(経済産業省の承認を要す)または、［登録商標］(経済産業省への届出を要す)の何れかを表示する。
4	**法定表示** 【定格電圧】 「定格電圧 □□□V」	◇「定格電圧」の文字は、「電圧」としてもよく、省略してもよい。
5	**法定表示** 【定格消費電力】 「定格消費電力 □□□W」	◇適用電灯の定格消費電力と変圧器、電動機の定格消費電力の合計値を表示する。 ◇「定格消費電力」の文字は、「消費電力」としてもよく、省略してもよい。
6	**法定表示** 【適合ランプ】 「適合ランプ □□□W×□」	◇適用電灯に関する情報を表示する。 ◇適合ランプの種別、定格消費電力×本数を表示する。 ◇「適合ランプ」の文字は、「使用ランプ」または「ランプ」としてもよい。 ◇ランプ型名に種別及び定格消費電力の情報が明示されている場合には、「種別、定格消費電力」表示の代わりに「ランプ型名」を表示してもよい。 ◇本数は、２本以上の場合のみ表示する。
7	**法定表示** 【定格周波数】 「定格周波数 □□Hz」	◇変圧器、電動機を有する場合に表示する。 ◇「定格周波数」の文字は、「周波数」としてもよく、省略してもよい。 ◇５０Hz と６０Hz 共通時は、５０/６０Hz と表示する。
8	**法定表示** 【二重絶縁】 「二重絶縁構造」の表示	◇該当品にあっては、所定の記号「回」を表示する。
9	**使用情報表示** 【入力情報】 入力電流に基づく入力情報	◇定格電流、始動電流及び定格電圧を表示する。 ◇始動電流は、( )で表示をする。

番号	分類/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
１０	**使用情報表示** 【上部方向】 矢印及び「上」の表示	◇照明器具に上下方向がある場合は、矢印で上方向を表示する。（逆さ吊禁止を目的とする） ◇表現方法は、4.2(2) による。
１１	**使用情報表示** 【使用角度範囲】 照明器具の使用角度の範囲	◇使用角度範囲に制限がある場合に表示する。 ◇基準方向に対する使用角度の許容範囲を図示する。 ◇表現方法は、4.2(3) による。
１２	**使用情報表示** 【最高周囲温度】 「最高周囲温度 □□℃」	◇通常の使用状態で連続動作させてもよい最高周囲温度を表示する。 ◇「最高周囲温度」の文字は、「ｔａ」としてもよい。
１３	**使用情報表示** 【最高表面温度】 「最高表面温度 □□℃」	◇使用角度範囲において連続点灯したときの外面温度の最高値を表示する。 ◇試験方法は、附属書１に示す。
１４	**使用情報表示** 【最小照射距離】 被照射面までの最小距離	◇照明器具と被照射対象物との間の最小距離を表示する。 ◇試験方法は、附属書２に示す。 ◇表現方法は、4.2(4) による。
１５	**使用情報表示** 【最小離隔距離】 周辺可燃物までの最小距離	◇可燃物と器具周辺面(照射方向を除く)との間の最小距離を表示する。 ◇試験方法は、附属書３に示す。 ◇表現方法は、4.2(5) による。 尚、4.2.(6) で示すように「最小照射距離」に併記してもよい。
１６	**使用情報表示** 【本体質量】 「本体質量 □□.□kg」	◇ハンガー､その他の付属品を含まない照明器具本体(ランプを含む)の質量を表示する。
１７	**使用情報表示** 【取扱説明書必読】 「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」	◇照明器具の取付手順、定格仕様の詳細、警告事項の具体的内容、その他一般的な取扱方法を周知してもらうために表示する。
１８	**その他表示** 【器具型名】 型式名称等の表示	◇型式名称、モデル番号(型番)、品番等を表示する。
１９	**その他表示** 【表示者名】 表示者の表示	◇表示者の名称をフルネームで表示する。 ◇登録商標を併記してもよい。 ◇届出事業者と表示者が同一であって、前記第３項の届出事業者名がフルネームで表示されているときには、表示者名の表示を省略してもよい。
２０	**その他表示** 【製造年】 製造年又はその略号	◇製造年月、製造年月日、またはそれらの略号でもよい。

(3) 光源を有しない効果器等の照明機材

番号	分類/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
1	**用途限定表示** 【用途表示】 「演出空間用照明機材」の表示	◇「演出空間用照明機材」であることを明示する。 ◇「演出空間用照明機材」の文字は、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用照明機材」または「舞台・スタジオ用」としてもよい。 また、上記を表す「マーク」を併用してもよく、「マーク」のみの表示でもよい。 ◇「マーク」は、4.2(1) による。
2	**使用情報表示** 【定格電圧】 「定格電圧 □□□V」	◇「定格電圧」の文字は、「電圧」としてもよく、省略してもよい。
3	**使用情報表示** 【定格消費電力】 「定格消費電力 □□□W」	◇「定格消費電力」の文字は、「消費電力」としてもよく、省略してもよい。
4	**使用情報表示** 【定格周波数】 「定格周波数 □□Hz」	◇「定格周波数」の文字は、「周波数」としてもよく、省略してもよい。 ◇５０Hz と６０Hz 共通時は、５０/６０Hz と表示する。
5	**使用情報表示** 【二重絶縁】 「二重絶縁構造」の表示	◇該当品にあっては、所定の記号「回」を表示する。
6	**使用情報表示** 【入力情報】 入力電流に基づく入力情報	◇定格電流、始動電流及び定格電圧を表示する。 ◇始動電流は、( )で表示をする。
7	**使用情報表示** 【上部方向】 矢印及び「上」の表示	◇照明機材に上下方向がある場合は、矢印で上方向を表示する。 ◇表現方法は、4.2(2) による。
8	**使用情報表示** 【使用角度範囲】 照明機材の使用角度の範囲	◇使用角度範囲に制限がある場合に表示する。 ◇基準方向に対する使用角度の許容範囲を図示する。 ◇表現方法は、4.2(3) に準じる。
9	**使用情報表示** 【最高周囲温度】 「最高周囲温度 □□℃」	◇通常の使用状態で連続動作させてもよい最高周囲温度を表示する。 ◇「最高周囲温度」の文字は、「ｔａ」としてもよい。
１０	**使用情報表示** 【本体質量】 「本体質量 □□.□kg」	◇ハンガー、その他の付属品を含まない照明機材本体の質量を表示する。
１１	**使用情報表示** 【取扱説明書必読】 「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」	◇照明機材の取付手順、定格仕様の詳細、警告事項の具体的内容、その他一般的な取扱方法を周知してもらうために表示する。

番号	分類/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
１２	**その他表示** 【機材型名】 型式名称等の表示	◇型式名称、モデル番号(型番)、品番等を表示する。
１３	**その他表示** 【表示者名】 表示者の表示	◇表示者の名称をフルネームで表示する。 ◇登録商標を併記してもよい。
１４	**その他表示** 【製造年】 製造年又はその略号	◇製造年月、製造年月日、またはそれらの略号でもよい。

(4) 分岐コンセントボックス等これに類する配線機材

分岐コンセントボックス、分岐コード用端子ボックス等 及び 一体構造による延長コード、分岐コード、変換コード等における表示について規定する。

組立型の延長コード、分岐コード、変換コード等は、接続器の表示のみとする。

番号	分類/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
1	**用途限定表示** 【用途表示】 「演出空間用配線機材」の表示	◇「演出空間用配線機材」であることを明示する。 ◇「演出空間用配線機材」の文字は、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用配線機材」または「舞台・スタジオ用」としてもよい。 また、上記を表す「マーク」を併用してもよく、「マーク」のみの表示でもよい。 ◇「マーク」は、4.2(1) による。
2	**法定表示** 【電気用品の表示】 「◇PSE マーク」	◇該当品にあっては、「特定電気用品」であることを表示する。 ◇「◇PSE マーク」は、8.1 (3) 参照。
3	**法定表示** 【認定・承認機関名】 検査機関名等	◇該当品にあっては、適合性検査を受け確認証明書を取得した検査機関名等を表示する。 ◇当該検査機関等の所定の略称を表示する。
4	**法定表示** 【届出事業者名】 製造事業者名等	◇該当品にあっては、電気用品安全法の規定による届出事業者名(製造事業者名、輸入事業者名)を表示する。 ◇［届出事業者名］(フルネーム)、［略称］(経済産業省の承認を要す)または、［登録商標］(経済産業省への届出を要す)の何れかを表示する。
5	**法定表示** 【定格電圧】 「定格電圧 □□□V」	◇「定格電圧」の文字は、「電圧」としてもよく、省略してもよい。
6	**法定表示** 【定格電流】 「定格電流 □□A」	◇「定格電流」の文字は、「電流」または「入力電流」としてもよく、省略してもよい。 ◇分岐コンセントボックス、分岐コード用端子ボックスの場合は、入力側の定格電流値を表示する。

番号	**分類**/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
7	**その他表示** 【機材型名】 型式名称等の表示	◇型式名称、モデル番号(型番)、品番等を表示する。
8	**その他表示** 【表示者名】 表示者の表示	◇表示者の名称をフルネームで表示する。 ◇登録商標を併記してもよい。 ◇届出事業者と表示者が同一であって、前記第３項の届出事業者名がフルネームで表示されているときには、表示者名の表示を省略してもよい。
9	**その他表示** 【製造年】 製造年又はその略号	◇製造年月、製造年月日またはそれらの略号でもよい。

(5) スタンド、ハンガー等の取付機材

番号	**分類**/【項目名】/表示内容	表　現　方　法　等
1	**用途限定表示** 【用途表示】 「演出空間用取付機材」の表示	◇「演出空間用取付機材」であることを明示する。 ◇「演出空間用取付機材」の文字は、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用取付機材」または「舞台・スタジオ用」としてもよい。 また、上記を表す「マーク」を併用してもよく、「マーク」のみの表示でもよい。 ◇「マーク」は、4.2(1) による。
2	**使用情報表示** 【上部方向】 矢印及び「上」の表示	◇取付方向が上に限定される取付機材は、矢印で上方向を表示する。 ◇表現方法は、4.2(2) による。
3	**使用情報表示** 【許容積載質量】 「許容積載質量 □□kg」	◇スタンド類への積載可能な最大質量を表示する。 ◇伸縮スタンドの場合は、伸縮段毎に表示することができる。 ◇許容積載質量の詳細は JATET-L-2170 による。
4	**使用情報表示** 【耐転倒性能のクラス】 「耐転倒性能 クラス □」	◇スタンド類の耐転倒性能をクラス記号で表示する。 ◇クラス記号、性能の詳細は JATET-L-2170 による。
5	**使用情報表示** 【許容つり下げ質量】 「ＭＡＸ □□kg」	◇ハンガー類へのつり下げ可能な最大質量を表示する。 ◇「ＭＡＸ □□kg」とする。 または「つり下げ荷重 □□kg 以下」としてもよい。 ◇許容つり下げ質量の詳細は JATET-L-2160 による。
6	**その他表示** 【機材型名】 型式名称等の表示	◇型式名称、モデル番号(型番)、品番等を表示する。
7	**その他表示** 【表示者名】 表示者の表示	◇表示者の名称をフルネームで表示する。 ◇登録商標を併記してもよい。 ◇表示スペースが確保し難い場合は、登録商標のみの表示でもよい。

4.2 記号、マーク、図示による表示

(1) 演出空間用照明器具の表示文字及びマーク

・「演出空間用照明器具」、「演出空間用」、「舞台・スタジオ用照明器具」、「舞台・スタジオ用」等の文字は、丸ゴシック文字とする。

・演出空間用照明器具が、舞台、テレビスタジオ等の演出照明に用いるための器具であることの表示マークは、次の通りとする。

＊デザインコンセプト

●長方形は演出空間を現し、中の楕円は照明を現す。

●楕円を傾斜させることで、動きと空間を表現した。

●シンプル性を重視。
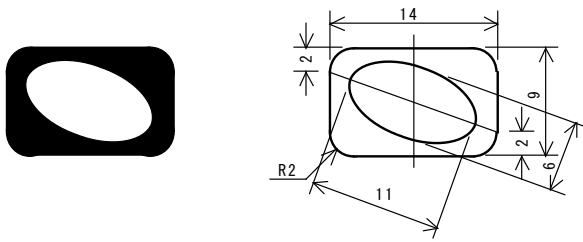
(2) 上部方向

照明器具及び照明機材に上部方向がある場合、また、取付方向が上に限定される取付機材は、矢印で上部方向であることを表示する。
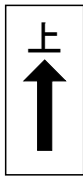
「上」の文字は、省略してもよい。

(3) 使用角度範囲

使用角度範囲のある照明器具は、基準方向に対する使用角度の許容範囲を示す。

(a) 条件がなく使用角度の許容範囲が一定している場合
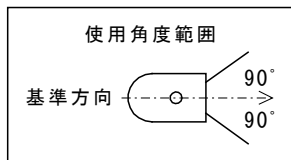
「使用角度範囲」及び「基準方向」の文字を省略してもよい。

(b) 取付状態により使用角度の許容範囲が異なる場合
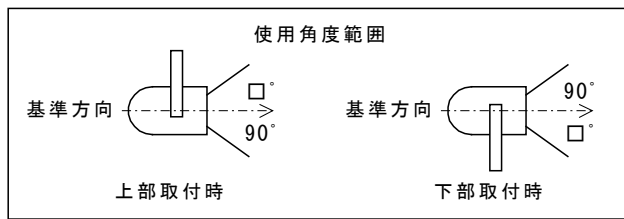
「使用角度範囲」及び「基準方向」の文字を省略してもよい。
「上部取付時」及び「下部取付時」の文字を省略してもよい。

(4) 最小照射距離
附属書２の試験方法により測定した照明器具と被照射対象物との間の最小距離を□.□mで表す。
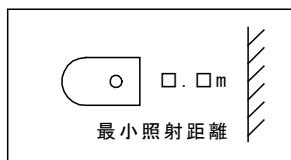
「最小照射距離」の文字を省略してもよい。

(5) 最小離隔距離
附属書３の試験方法により測定した可燃物と器具周辺面(照射方向を除く)との間の最小距離を□.□mで表す。
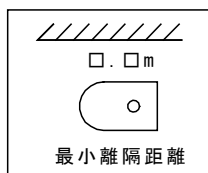
「最小離隔距離」の文字を省略してもよい。

(6) 最小照射距離と最小離隔距離の併記
最小照射距離の図示と最小離隔距離の図示を同一図示としてもよい。
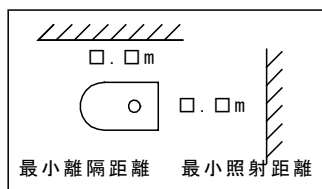
「最小照射距離」及び「最小離隔距離」の文字を省略してもよい。

５．表示方法

5.1 表示方法の基本事項

銘板表示に対する基本事項は、次の通りとする。

(1) 用途限定表示は、銘板上部に表示すること。

(2) 法定表示は、電気用品安全法等の表示方法を遵守すること。

(3) 使用情報表示及びその他の表示は、法定表示の枠外に表示すること。

5.2 法定表示を主体とした表示方法

(1) 白熱灯用照明器具

(a) 共通する一般事項
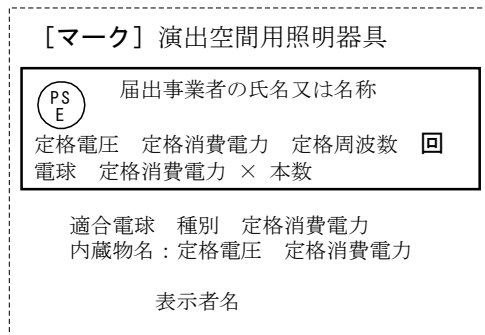
［マーク］演出空間用照明器具

PSE　届出事業者の氏名又は名称
定格電圧　定格消費電力　定格周波数　回
電球　定格消費電力 × 本数

適合電球　種別　定格消費電力
内蔵物名：定格電圧　定格消費電力

表示者名

① ［マーク］は、4.2(1)に示すマークとする。

② ○PSE マークは、電気用品安全法施行規則別表第七「特定電気用品以外の電気用品に表示する記号」とする

③ ▭ 枠内は、電気用品安全法等に基づく表示事項を表示する。

④ 二重絶縁構造のものにあっては、▭ 枠内に「回」の記号を表示する。

⑤ ▭ 枠外に演出空間用照明器具の表示をする。

⑥ 適合電球が一般に共通する電球である場合は、▭ 枠内の「電球　定格消費電力 × 本数」を省略し、「適合電球　種別　定格消費電力 × 本数」として ▭ 枠内に表示する。

⑦ 照明器具に変圧器、電動機等の内蔵物を有する場合は、▭ 枠外に「内蔵物名：定格電圧　定格消費電力」を表示する。

(b) 表示例
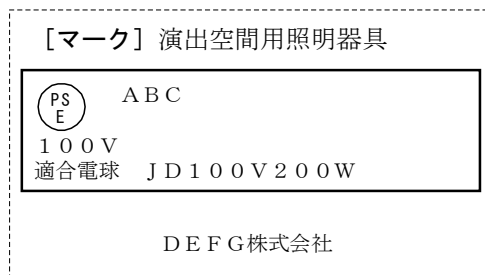
1) 一般用電球使用の場合

［マーク］演出空間用照明器具

ＡＢＣ
１００Ｖ
適合電球　ＪＤ１００Ｖ２００Ｗ

ＤＥＦＧ株式会社

2) １１０Ｖ電球使用の場合

3) 使用電球に範囲がある場合

①　□枠内に、電球の定格消費電力を「電球 □□□W ～ □□□W」と表示する。
　　複数本数使用の場合は、「電球（□□□W ～ □□□W）× □□」と表示する。

②　□枠外に、適合電球、種別、定格消費電力を表示する。

4) 特定メーカー専用の電球を使用する場合

①　□枠内に 電球の定格消費電力を「電球 □□□□W 」と表示する。
　　複数本数使用の場合は、「電球 □□□□W × □□」と表示する。

②　□枠外に、適合電球、種別、定格消費電力を表示する。
　　(専用)の文字は省略してもよい。

5）ファン等を有する場合

［マーク］演出空間用照明器具

PSE　　ＡＢＣ
１００Ｖ　１００３Ｗ　５０/６０㎐
適合電球　ＪＰ　１００Ｖ　１０００Ｗ　Ｃ

ファン内蔵：１００Ｖ　３Ｗ

ＤＥＦＧ株式会社

①　照明器具にファン等を内蔵する場合は、▭枠外に
「□□内蔵：定格電圧、定格消費電力」を表示する。

6）変圧器等を有する場合

［マーク］演出空間用照明器具

ＡＢＣ
１００Ｖ　１０１０Ｗ　５０/６０㎐
適合電球　□□□　２４Ｖ　１０００Ｗ

変圧器内蔵：100V/24V　　1000VA

ＤＥＦＧ株式会社

①　照明器具に変圧器等を内蔵する場合は、▭枠外に
「□□内蔵：定格入力電圧/出力電圧、定格容量」を表示する。

7）特定メーカー専用の電球を使用し、ファン等を有する場合

［マーク］演出空間用照明器具

ＡＢＣ
１００Ｖ　１００３Ｗ　５０/６０㎐
電球　１０００Ｗ

適合電球　ＪＰ　100V1000W/G-D（専用）
ファン内蔵：１００Ｖ　３Ｗ

ＤＥＦＧ株式会社

(2) 放電灯用照明器具

(a) 共通する一般事項

［マーク］演出空間用照明器具

PSE 届出事業者の氏名又は名称
定格電圧　定格消費電力　定格周波数　回
ランプ　定格消費電力 × 本数

適合ランプ　種別　定格消費電力
内蔵物名：定格電圧　定格消費電力

表示者名

① ［マーク］は、4.2(1)に示すマークとする。
② ○PSE マークは、電気用品安全法施行規則別表第七「特定電気用品以外の電気用品に表示する記号」とする
③ □ 枠内は、電気用品安全法等に基づく表示事項を表示する。
④ 二重絶縁構造のものにあっては、□ 枠内に「回」の記号を表示する。
⑤ 「定格電圧」は、原則として使用電圧とする。また、範囲があれば、その範囲(例１００Ｖ～３００Ｖ)を表示してもよい。
⑥ 安定器を有するものにあっては、□ 枠内に「定格周波数」、「定格消費電力」を表示する。
⑦ □ 枠外に演出空間用照明器具の表示をする。
⑧ 適合ランプが一般に共通するランプである場合は、□ 枠内の「ランプ　定格消費電力 × 本数」を省略し、「適合ランプ　種別　定格消費電力 × 本数」として □ 枠内に表示する。
⑨ 照明器具に変圧器、電動機等の内蔵物を有する場合は、□ 枠外に「内蔵物名：定格電圧　定格消費電力」を表示する。

(b) 表示例

1) 安定器、変圧器を有しない場合

［マーク］演出空間用照明器具

ＡＢＣ
□□□V
ランプ　□□□W ～ □□□W

適合ランプ　□□□□　□□□W
適合電源ボックス：型名 □□□□□□

ＤＥＦＧ株式会社

① 特定の外部機器と組合わせて使用する場合は、□ 枠外に「適合電源ボックス：型名 □□□□□□」を表示する。

5.3 銘板表示例

(1) 平凸レンズスポットライト（ 1000W ）

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用照明器具
2	法定表示	【電気用品の表示】	○PSE マーク…特定以外の電気用品
3	法定表示	【届出事業者名】	ＡＢＣ
4	法定表示	【定格電圧】	１００Ｖ
5	法定表示	【定格消費電力】	対象外
6	法定表示	【適合電球】	適合電球　JP100V1000W
7	法定表示	【定格周波数】	対象外
8	法定表示	【二重絶縁】	非該当
9	使用情報表示	【上部方向】	矢印及び「上」
１０	使用情報表示	【使用角度範囲】	基準方向より上方 90°、下方 90°
１１	使用情報表示	【最高周囲温度】	最高周囲温度 40℃
１２	使用情報表示	【最高表面温度】	最高表面温度 □□□℃
１３	使用情報表示	【最小照射距離】	最小照射距離 □.□m
１４	使用情報表示	【最小離隔距離】	最小離隔距離 □.□m
１５	使用情報表示	【本体質量】	本体質量 □.□kg
１６	使用情報表示	【取扱説明書必読】	「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」
１７	その他表示	【器具型名】	ＨＩＪ－１０００Ｗ
１８	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
１９	その他表示	【製造年】	１２３４

(2) 効果器スポットライト（ 2000W ）

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用照明器具
2	法定表示	【電気用品の表示】	○PSE マーク…特定以外の電気用品
3	法定表示	【届出事業者名】	ＡＢＣ
4	法定表示	【定格電圧】	１００Ｖ
5	法定表示	【定格消費電力】	２００５Ｗ
6	法定表示	【電球】	電球　２０００Ｗ
7	法定表示	【定格周波数】	50/60Hz
8	法定表示	【二重絶縁】	非該当
9	使用情報表示	【適合電球】	適合電球　JCD100V2000WC/G
１０	使用情報表示	【上部方向】	矢印及び「上」
１１	使用情報表示	【使用角度範囲】	(上部取付時) 基準方向より上方 □□ﾟ、下方 90ﾟ (下部取付時) 基準方向より上方 90ﾟ、下方 □□ﾟ
１２	使用情報表示	【最高周囲温度】	最高周囲温度 40℃
１３	使用情報表示	【最高表面温度】	最高表面温度 □□□℃
１４	使用情報表示	【最小照射距離】	最小照射距離 □. □m
１５	使用情報表示	【最小離隔距離】	最小離隔距離 □. □m
１６	使用情報表示	【本体質量】	本体質量 □. □kg
１７	使用情報表示	【取扱説明書必読】	「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」
１８	使用情報表示	【内蔵物】	ファン内蔵：１００Ｖ　５Ｗ
１９	その他表示	【器具型名】	ＨＩＪ－２０００Ｗ
２０	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
２１	その他表示	【製造年】	１２３４
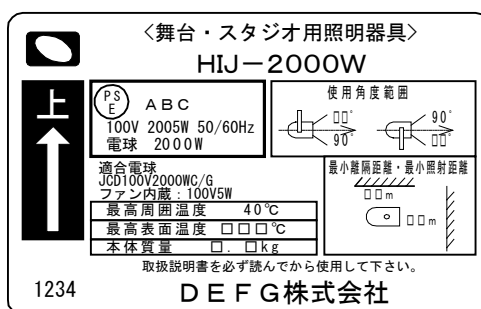
(3) 安定器を有しないＨＭＩスポットライト（ 1200W ）

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用照明器具
2	法定表示	【電気用品の表示】	対象外
3	法定表示	【届出事業者名】	対象外
4	使用情報表示	【定格電圧】	□□□V または、点灯電圧 □□□V
5	使用情報表示	【定格消費電力】	１２００W
6	使用情報表示	【適合ランプ】	適合ランプ HMI-1200W
7	使用情報表示	【定格周波数】	対象外
8	使用情報表示	【二重絶縁】	非該当
9	使用情報表示	【入力情報】	入力電流 □□.□A
１０	使用情報表示	【上部方向】	矢印及び「上」
１１	使用情報表示	【使用角度範囲】	基準方向より上方 90°、下方 90°
１２	使用情報表示	【最高周囲温度】	最高周囲温度 40℃
１３	使用情報表示	【最高表面温度】	最高表面温度 □□□℃
１４	使用情報表示	【最小照射距離】	最小照射距離 □.□m
１５	使用情報表示	【最小離隔距離】	最小離隔距離 □.□m
１６	使用情報表示	【本体質量】	本体質量 □.□kg
１７	使用情報表示	【取扱説明書必読】	「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」
１８	使用情報表示	【適合電源ボックス】	適合電源ボックス：型名 □□□□
１９	その他表示	【器具型名】	ＨＩＪ－１２００W
２０	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
２１	その他表示	【製造年】	１２３４
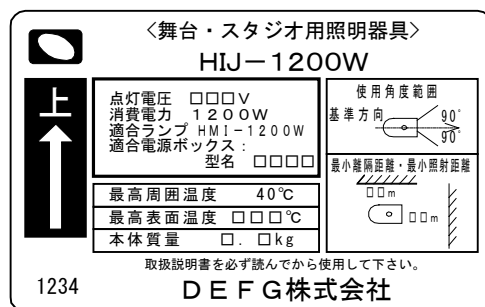
(4) 安定器内蔵型ＨＴＩスポットライト（ 400W ）

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用照明器具
2	法定表示	【電気用品の表示】	○PSE マーク…特定以外の電気用品
3	法定表示	【届出事業者名】	ＡＢＣ
4	法定表示	【定格電圧】	１００Ｖ
5	法定表示	【定格消費電力】	７００Ｗ
6	法定表示	【適合ランプ】	適合ランプ　HTI-400W
7	法定表示	【定格周波数】	50/60Hz
8	法定表示	【二重絶縁】	回 マーク
9	使用情報表示	【入力情報】	安定器内蔵：□□A(□□A)□□□V
１０	使用情報表示	【上部方向】	矢印及び「上」
１１	使用情報表示	【使用角度範囲】	基準方向より上方 90゜、下方 45゜
１２	使用情報表示	【最高周囲温度】	最高周囲温度 40℃
１３	使用情報表示	【最高表面温度】	最高表面温度 □□□℃
１４	使用情報表示	【最小照射距離】	最小照射距離 □.□m
１５	使用情報表示	【最小離隔距離】	最小離隔距離 □.□m
１６	使用情報表示	【本体質量】	本体質量 □.□kg
１７	使用情報表示	【取扱説明書必読】	「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」
１８	その他表示	【器具型名】	ＨＩＪ－４００Ｗ
１９	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
２０	その他表示	【製造年】	１２３４

電気用品対象品の場合であって、貼付スペース等の制約上、ラベルを分割した例
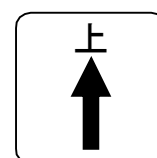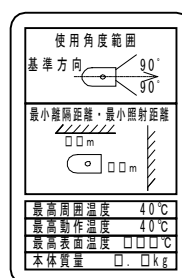
(5) エフェクトマシン

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用照明機材
2	使用情報表示	【定格電圧】	１００Ｖ
3	使用情報表示	【定格消費電力】	５Ｗ
4	使用情報表示	【定格周波数】	50/60Hz
5	使用情報表示	【二重絶縁】	回 マーク
6	使用情報表示	【上部方向】	矢印及び「上」
7	使用情報表示	【使用角度範囲】	指定なし
8	使用情報表示	【最高周囲温度】	最高周囲温度 40℃
9	使用情報表示	【本体質量】	本体質量 □.□kg
１０	使用情報表示	【内蔵物】	モータ内蔵
１１	使用情報表示	【取扱説明書必読】	「取扱説明書を必ず読んでから使用してください」
１２	その他表示	【機材型名】	ＨＩＪ
１３	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
１４	その他表示	【製造年】	１２３４
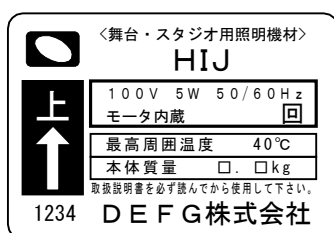
(6) 分岐コード用端子ボックス

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用配線機材
2	法定表示	【電気用品取得表示】	◇PSE マーク…特定電気用品
3	法定表示	【認定・承認機関名】	JET…電気安全環境研究所の場合の略称
4	法定表示	【届出事業者名】	ＡＢＣ
5	法定表示	【定格電圧】	定格電圧 １００Ｖ
6	法定表示	【定格電流】	入力電流 ３０Ａ
7	その他表示	【機材型名】	ＨＩＪ
8	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社
9	その他表示	【製造年】	１２３４

(7) スタンド

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］舞台・スタジオ用取付機材
2	使用情報表示	【許容積載質量】	20kg 伸縮スタンドの場合は、伸縮段毎に表示 専用スタンドの場合は､適合する照明器具の器具型名
3	使用情報表示	【耐転倒性能のクラス】	1
4	その他表示	【機材型名】	ＨＩＪ
5	その他表示	【表示者名】	ＤＥＦＧ株式会社

(a) 一般スタンドの場合

(b) 専用スタンドの場合

(c) 伸縮型一般スタンドで、伸縮段毎に許容積載質量を表示する場合

(8) ハンガー

番号	分　　類	【 項　目　名 】	表　示　内　容
1	用途限定表示	【用途表示】	［マーク］
2	使用情報表示	【上部方向】	矢印
3	使用情報表示	【許容つり下げ質量】	ＭＡＸ　6kg
4	その他表示	【機材型名】	ＨＩＪ
5	その他表示	【表示者名】	D　←ＤＥＦＧ株式会社の登録商標
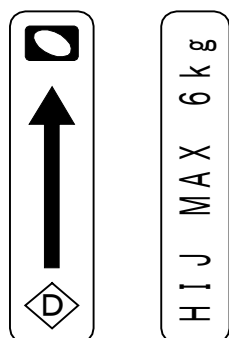
６．関連規格との対比

関連法規、関係諸協会で規定されている銘板表示の規格と演出空間用照明器具規格との対比を下記の表に示す。

国際電気標準会議規格　　（ＩＥＣ規格）
電気用品安全法施行規則・技術基準　（電安法）
日本工業規格　　　　　　（ＪＩＳ規格）
日本照明器具工業会規格　（ＪＩＬ規格）
演出空間用照明器具規格　（ＪＡＴＥＴ規格）

6.1 白熱灯照明器具の銘板等の表示

番号	項　　　目	IEC	電安法	JIS	JIL	JATET
1	演出空間用照明器具の表示					○
2	電気用品の表示		○		○	○
3	製造業者(届出事業者)又はその略号	○※1	○	○	○	○
4	定格電圧	○	○	○※2	○	○
5	定格入力電流			○		
6	定格周波数	○※3	○※4	○	○※4	○※4
7	適用電灯の定格消費電力 (適合最大光源の消費電力及び個数)	○	○	○	○	
8	適合最大光源の種別 又は 大きさの区分(W)及び本数			○	○※5	○
9	特別なランプ使用時 それに関する情報	○				
１０	定格消費電力		○※6	○※7	○※6	○※6
１１	二重絶縁構造ものは 回の記号	○	○	○	○	○
１２	製造年又は略号	○		○		○
１３	製造者のモデル番号又は参照型式	○				○
１４	定格最高周囲温度ｔａ	○				○
１５	照明器具の「上」の表示	○			○	○
１６	照明器具の使用角度の範囲	○				○
１７	照明器具の外表面温度値	○				○
１８	照明される目標物からの最小距離	○			○	○
１９	可燃物と照明器具の外面までの最小距離	○				○
２０	照明器具の質量				○※8	○
２１	取扱説明書を必ず読んでから使用してください	○※9				○

※1 製造者を証明するマーク又は、責任を負うべき販売者の名前とする。
※2 定格電圧または、最大使用電圧とする。
※3 公称周波数は、照明器具または照明器具に添付する取扱説明書のいづれかに示すこと。
※4 定格周波数は、変圧器または電動機を有する場合に表示する。
※5 適合最大光源の種別又は大きさの区分(W)及び本数と必要ある場合は銘柄を表示する。
※6 定格消費電力は、変圧器または電動機を有する場合に表示する。
※7 定格消費電力または、定格入力電力とする。
※8 照明器具の質量は、包装に表示する事項に記載されている。
※9 取扱説明書を必ず読んでから使用してくださいは、照明器具の取付手順として記載されている。

6.2 放電灯照明器具の銘板等の表示

番号	項　　　　目	IEC	電安法	JIS	JIL	JATET
1	演出空間用照明器具の表示					○
2	電気用品の表示		○		○	○
3	製造業者(届出事業者)又はその略号	○※1	○	○	○	○
4	定格電圧	○	○	○※2	○	○
5	定格入力電流			○		
6	入力電流に基づく入力情報	○※3				○
7	定格周波数	○※4	○	○	○	○
8	適用電灯の定格消費電力(適合最大光源の消費電力及び個数)	○	○	○	○	
9	適合最大光源の種別 又は 大きさの区分(W)及び本数			○	○※5	○
１０	特別なランプ使用時 それに関する情報	○				
１１	定格消費電力		○	○※6	○	○
１２	二重絶縁構造ものは 回の記号	○	○	○	○	○
１３	製造年又は略号	○		○		○
１４	製造者のモデル番号又は参照型式	○				○
１５	定格最高周囲温度ｔａ	○				○
１６	照明器具の「上」の表示	○			○	○
１７	照明器具の使用角度の範囲	○				○
１８	照明器具の外表面温度値	○				○
１９	照明される目標物からの最小距離	○			○	○
２０	可燃物と照明器具の外面までの最小距離	○				○
２１	照明器具の質量				○※7	○
２２	取扱説明書を必ず読んでから使用してください	○※8				○

※1 製造者を証明するマーク又は、責任を負うべき販売者の名前とする。
※2 定格電圧または、最大使用電圧とする。
※3 入力電流に基づく入力情報は、照明器具または照明器具に添付する取扱説明書のいづれかに示すこと。
※4 公称周波数は、照明器具または照明器具に添付する取扱説明書のいづれかに示すこと。
※5 適合最大光源の種別又は大きさの区分(W)及び本数と必要ある場合は銘柄を表示する。
※6 定格消費電力または、定格入力電力とする。
※7 照明器具の質量は、包装に表示する事項に記載されている。
※8 取扱説明書を必ず読んでから使用してくださいは、照明器具の取付手順として記載されている。

6.3 取付機材の表示関連規格

JATET-L-2160　演出空間用照明器具のつり下げハンガー（手締め式）の規格
JATET-L-2170　演出空間用照明器具の平置きスタンド規格

７．附属書

7.1 附属書１　最高表面温度の試験方法

下記の試験条件において測定器具を連続点灯させ、測定器具の最高温度が、ほぼ一定になったときの表面温度を測定する。

試験条件

番号	項　　目	条　　　　件
1	試験環境	●室内は、ほぼ無風状態で室内各部の温度は、極端に差を生じない環境であること。
2	周囲温度	●３０℃±５℃を原則とする。 ●周囲温度の測定は、測定器具から２ｍ離れた所とする。
3	試験用電源	●測定器具の定格周波数で行うこと。 ●入力電圧は、測定器具の定格電圧とする。 ●入力電圧の変動率は、±１％以内とする。 ●入力電圧の測定は、測定器具の入力端子部とする。
4	試験用電球・ランプ	●測定器具で使用できる最大容量の電球・ランプを使用すること。
5	測定器具の状態	●測定器具は、使用角度範囲内において外面温度が、最も高くなる状態とする。
6	測定器	●熱電温度計を使用することを原則とする。

測定値の表示

表示値は、表面温度の実測値と基準周囲温度（３０℃）と実測周囲温度との差の和とし、下一桁を５または０に切り上げた温度を表面温度として表示することとする。

7.2 附属書２　最小照射距離の試験方法

下記の試験条件において測定器具を連続点灯させ、測定面の温度が最高温度９０℃を超えない温度で飽和したときの距離を測定する。

最小照射距離は、測定器具の照射方向面端部から測定面までの距離とする。

試験条件

番号	項　　目	条　　　　件
1	試験環境	●室内は、ほぼ無風状態で室内各部の温度は、極端に差を生じない環境であること。
2	周囲温度	●３０℃±５℃を原則とする。 ●周囲温度の測定は、測定器具から２m離れた所とする。
3	試験用電源	●測定器具の定格周波数で行うこと。 ●入力電圧は、測定器具の定格電圧とする。 ●入力電圧の変動率は、±１％以内とする。 ●入力電圧の測定は、測定器具の入力端子部とする。
4	試験用電球・ランプ	●測定器具で使用できる最大容量の電球・ランプを使用すること。
5	測定器具の状態	●測定器具は、測定面の温度が最も高くなる照射状態とする。
6	測定面	●厚さ１５㎜、直径８００㎜以上のシナベニヤ合板相当とし、塗装は黒つや消し６００℃耐熱塗料を二度塗りとすることが望ましい。 ●測定器具の光軸と垂直に配置すること。 ●測定間隔は、０．１m単位で測定すること。
7	測定点	●測定は、中心と半径５０㎜の同心円の上下左右４ヵ所の計５ヵ所以上とする。
8	測定器	●熱電温度計を使用することを原則とする。

備考

表示された最小照射距離にて試験をした場合に、測定面の温度は最高温度９０℃＋５℃を超えてはならない。

５℃の許容値は、器具の温度測定における避け難いばらつきを考慮したものである。

測定値の表示

表示値は、実測された距離を０．１m単位で表示することとする。

7.3 附属書３　最小離隔距離の試験方法

下記の試験条件において測定器具を連続点灯させ、測定面の温度が最高温度９０℃を超えない温度で飽和したときの距離を測定する。

最小離隔距離は、測定器具の灯体(アームを除く)面から測定面までの最短距離とする。

試験条件

番号	項　　目	条　　　　件
1	試験環境	●室内は、ほぼ無風状態で室内各部の温度は、極端に差を生じない環境であること。
2	周囲温度	●３０℃±５℃を原則とする。 ●周囲温度の測定は、測定器具から２ｍ離れた所とする。
3	試験用電源	●測定器具の定格周波数で行うこと。 ●入力電圧は、測定器具の定格電圧とする。 ●入力電圧の変動率は、±１％以内とする。 ●入力電圧の測定は、測定器具の入力端子部とする。
4	試験用電球・ランプ	●測定器具で使用できる最大容量の電球・ランプを使用すること。
5	測定器具の状態	●測定器具は、測定面の温度が最も高くなる状態とする。
6	測定面	●厚さ１５㎜、９００×９００㎜以上のシナベニヤ合板相当とし、塗装は黒つや消し６００℃耐熱塗料を二度塗りとすることが望ましい。 ●測定器具の真上に水平に配置すること。 ●測定間隔は、０．１ｍ単位で測定すること。
7	測定点	●測定は、中心と半径５０㎜の同心円の上下左右４ヵ所の計５ヵ所以上とする。
8	測定器	●熱電温度計を使用することを原則とする。

備考

表示された最小照射距離にて試験をした場合に、測定面の温度は最高温度９０℃＋５℃を超えてはならない。

５℃の許容値は、器具の温度測定における避け難いばらつきを考慮したものである。

測定値の表示

表示値は、実測された距離を０．１ｍ単位で表示することとする。

８．参考資料

8.1 電気用品安全法の規制概要

この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(1) 電気用品製造事業者に対する規制

我が国におきましては、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として、電気用品製造事業者に対しては電気用品安全法に基づき、(a) 届出の義務、(b) 技術基準の適合義務、(c) 検査の実施及び検査記録の保存義務、(d) 表示の義務 が課されています。

(a) 届出の義務について(法第３条)

1) 電気用品製造事業届(規則第３条；様式第１)
製造事業の開始の日から３０日以内に届出る義務があります。
以降、新たに異なる電気用品を製造する場合は、届出事項変更届の提出が必要になります。
(製造事業届は初回のみ)

2) 事業届出事項変更届(規則第６条；様式第６)
次の事項に変更があった場合は、遅滞なく(おおむね３０日以内)届出る義務があります。
(但し、法人の代表者名の変更は除く。)
a) 製造事業者の氏名又は名称及び住所
b) 製造する電気用品の型式の区分
c) 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

3) 電気用品製造事業廃止届(規則第８条；様式第７)
将来にわたって製造事業の見込みのない場合は、廃止の届出が必要になります。

(b) 技術基準の適合義務について　(法第８条、９条)(輸出用電気用品を除く)

電気用品を製造する場合は、経済産業省令で定める技術上の基準への適合義務があります。具体的には下記の通りとなっております。

1) 特定電気用品の場合
経済産業大臣が認定又は承認する者の適合性検査を受け、その適合性を確認した証明書を保存しなければなりません(法第９条)。

2) 特定以外の電気用品の場合
特定以外の電気用品については技術基準に適合しているか否かの確認方法については法律上規定がありませんが、次のような方法を参考にその適合性を確認する必要があります。
(例)
a) 製造事業者自らにおいて検査を実施する。
b) 電気用品安全法に基づく認定検査機関や承認検査機関等に依頼する。

(c) 検査の実施及び検査記録の保存義務(法第８条の２)

製造事業者は上記の技術基準の適合義務を行った上で、製造する電気用品ついて経済産業省令で定める検査の実施をし、その検査記録を保管しなければなりません。なお、検査記録は検査を行った日から３年以上保存しなければなりません。

(d) 表示の義務について(法第１０条)　(輸出用電気用品を除く)

経済産業省令で定める方式により表示が義務づけられています。表示を附するにあたり次の点に注意して下さい。

1) 製造事業者名として略称又は登録商標を用いる場合には、略称の承認又は登録商標の届出が必要になります。提出先は次のとおりです。
経済産業省　原子力安全・保安院　電力安全課 03-3501-1742
(電線、配線器具等の主に電気材料・部品等に関するもの)
経済産業省　商務情報政策局 製品安全課 03-3501-4707
(上記以外の一般家電機器等に関するもの)

2) 例外承認申請の提出先は、１)と同じです。

(2) 電気用品輸入事業者に対する規制

我が国におきましては、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的として、電気用品輸入事業者に対しては電気用品安全法に基づき、(a) 届出の義務、(b) 技術基準の適合義務、(c) 検査の実施及び検査記録の保存義務、(d) 表示の義務 が課されています。

(a) 届出の義務について(法第３条)

1) 電気用品輸入事業届(規則第３条；様式第１)

輸入事業の開始の日から３０日以内に届出る義務があります。

以降、新たに異なる電気用品を輸入する場合は、届出事項変更届の提出が必要になります。(輸入事業届は初回のみ)

2) 事業届出事項変更届(規則第６条；様式第６)

次の事項に変更があった場合は、遅滞なく(おおむね３０日以内)届出る義務があります。(但し、法人の代表者名の変更は除く。)

a) 輸入事業者の氏名又は名称及び住所

b) 輸入する電気用品の型式の区分

c) 当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び所在地

3) 電気用品輸入事業廃止届(規則第８条；様式第７)

将来にわたって輸入事業の見込みのない場合は、廃止の届出が必要になります。

(b) 技術基準の適合義務について　(法第８条、９条)(輸出用電気用品を除く)

電気用品を製造する場合は、経済産業省令で定める技術上の基準への適合義務があります。具体的には下記の通りとなっております。

1) 特定電気用品の場合

経済産業大臣が認定又は承認する者の適合性検査を受け、その適合性を確認した証明書を保存しなければなりません(法第９条)。

2) 特定以外の電気用品の場合

特定以外の電気用品については技術基準に適合しているか否かの確認方法については法律上規定がありませんが、次のような方法を参考にその適合性を確認する必要があります。

(例)

a) 輸入事業者自らにおいて検査を実施する。

b) 電気用品安全法に基づく認定検査機関や承認検査機関等に依頼する。

c) 海外の製造事業者から試験成績書等を入手し確認する。

(c) 検査の実施及び検査記録の保存義務(法第８条の２)

輸入事業者は上記の技術基準の適合義務を行った上で、製造する電気用品ついて経済産業省令で定める検査の実施または製造事業者が行った検査記録の確認をし、その検査記録を保管しなければなりません。なお、検査記録は検査を行った日から３年以上保存しなければなりません。

(d) 表示の義務について(法第１０条)　(輸出用電気用品を除く)

経済産業省令で定める方式により表示が義務づけられています。表示を附するにあたり次の点に注意して下さい。

1) 輸入事業者名として略称又は登録商標を用いる場合には、略称の承認又は登録商標の届出が必要になります。提出先は次のとおりです。

経済産業省　原子力安全・保安院　電力安全課 03-3501-1742

(電線、配線器具等の主に電気材料・部品等に関するもの)

経済産業省　商務情報政策局 製品安全課 03-3501-4707

(上記以外の一般家電機器等に関するもの)

2) 例外承認申請の提出先は、１)と同じです。

(3) 販売等の制限

電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、所定の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

(a) 特定電気用品に対する表示

1) ◇PSE マーク
2) 届出事業者の氏名又は名称(略称又は登録商標)
3) 認定・承認機関名(略称)
4) 技術基準に定められた表示事項(定格など)
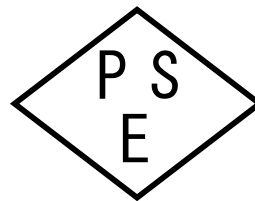
(b) 特定以外の電気用品に対する表示

1) ○PSE マーク
2) 届出事業者の氏名又は名称(略称又は登録商標)
3) 技術基準に定められた表示事項(定格など)
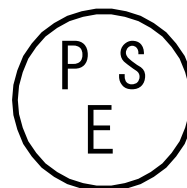
8.2 電気用品安全法等の表示関連条項抜粋

(1) 電気用品安全法

(昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号)

第十条 (表示)

届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項(特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。

２　届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(2) 電気用品安全法施行規則

(昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十四号)

第十七条 (表示の方式)

法第十条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示すべき事項について別表第五に規定する表示の方法によるものとする。

一　令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品にあつては、別表第六に規定する記号、届出事業者の氏名又は名称及び法第九条第二項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称

二　令別表第二に掲げる電気用品にあつては、別表第七に規定する記号、届出事業者の氏名又は名称

２　前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二条第二項の登録商標をいう。)を用いることができる。

３　前項の規定により承認を受け、又は届出をしようとする届出事業者又は検査機関は、様式第九による申請書又は様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(3) 電気用品の技術上の基準を定める省令

（昭和三十七年八月十四日通商産業省令第八十五号）

附表第六　電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
写真焼付器、 マイクロフィルムリーダー、 その他の　白熱電灯器具 　　及び　放電灯器具、 広告灯、 検卵器、 電気消毒器、 電気スタンド、 家庭用つり下げ型蛍光灯器具、 ハンドランプ及び庭園灯器具	1　定格電圧 2　定格消費電力（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 3　適用電灯の定格消費電力 4　定格周波数（放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。） 5　屋外用のものにあつては、その旨（その他の白熱電灯器具及び放電灯器具の場合に限る。） 6　屋内用のものにあつては、その旨（広告灯の場合に限る。） 7　二重絶縁構造のものにあつては、回の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

参考文献　経済産業省　関東経済産業局　施設課用品係　「事業者の皆様へ（ご案内）」
（財）電気安全環境研究所　「電気用品安全法入門」

平成２６年度ＪＡＴＥＴ－Ｌ規格改正調査委員会・研究会委員

	氏　名	所　属
委員長	加　藤　憲　治	ライティングビッグワン株式会社
主　査	土　崎　研　一	丸茂電機 株式会社
委　員	岡　田　一　雄	株式会社エクサート松崎
	斎　藤　公　治	Ｅ・Ａ・Ｔプラン株式会社
	小　口　純　一	株式会社 松村電機製作所
	中　島　　修	東芝ライテック 株式会社
	高　橋　邦　男	パナソニック株式会社エコソリューションズ社